



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**
＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**
＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先・融資状況等により、お申込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認いただけます。

公的保険について（金融庁ホームページ）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

（お問い合わせ、ご照会は）
募集代理店

株式会社 静岡銀行

〒424-8677 静岡市清水区草薙北2番1号
TEL.054-345-5411（代）
<https://www.shizuokabank.co.jp/>

（ご契約後のご照会は）
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



PGF生命

2025年4月版

米国ドル建終身保険PG

基本タイプ

介護タイプ

米国ドル建終身保険／無配当

“米ドル建”という
選択肢を。
家族、そして
自分のために。



契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット

ご契約前に必ず
お読みください。

ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。

PGF生命

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

商品の特徴

この商品は、死亡や認知症・介護にそなえながら資産を運用することができます。

-  **そなえる** ... **死亡保障、認知症・介護保障、高度障害保障**を生涯にわたって確保できます。
-  **のこす** ... **死亡保険金**を大切なご家族(**死亡保険金受取人**)にのこすことができます。
-  **たくす** ... **認知症や要介護状態**になったときに使うお金(**介護保険金**)をご家族(**介護保険金受取人**)に託すことができます。
-  **ふやす** ... 経過期間に応じて、**解約返戻金**が米ドル建でふえ続けます。

商品タイプは2つからお選びいただけます。

基本タイプ

死亡(高度障害)保障を生涯にわたって確保できます。

相続対策やご家族のために。また、ふえたお金をご自身でつかうこともできます。

イメージ図



➡ しくみは3・4ページをお読みください。

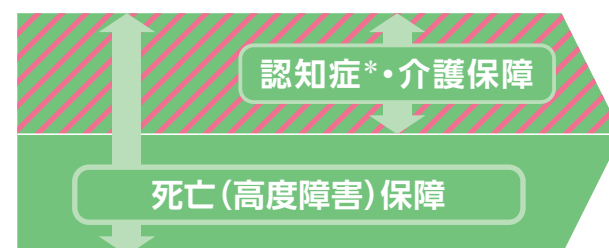
介護タイプ

死亡(高度障害)保障と同時に、**認知症*・介護にもそなえる**ことができます。

認知症*・公的介護保険制度の要介護2からの介護にそなえることができます。

*認知症とは「器質性認知症」を指します。

イメージ図



➡ しくみは5・6ページをお読みください。

➡ 具体的なお支払事由については、9～11ページをお読みください。

この商品は米ドル建の終身保険です。



米ドル建の特徴①

円に比べて魅力的な利率

円建の金融商品は
低利率な状況が続いています。

米ドル建の特徴②

米ドルは最も主要な外貨

米ドルは基軸通貨のひとつとして、世界中で流通しています。
外貨の中でも情報量や取引量が他の通貨よりも多い通貨です。

米ドル建の特徴③

資産の一部を外貨でもつという選択

円建の資産以外に、外貨建の資産に
分散投資をしておくことで、資産を守る効果が期待できます。



ご注意

この保険は米ドル建です。
為替相場の変動によるリスクがあり、
損失が生じることがあります。

- 保険料等を円で払い込むとき、「払込時の為替相場による円換算額」はお払込みの都度、変動します。
- 保険金等を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算額」が「払込保険料の円換算額の総額」を下回ることがあります。

基本タイプのしくみ

リスクと費用について

- この保険は米ドル建です。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。
 - この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ➡くわしくは注意喚起情報29～31ページをお読みください。

生涯にわたる死亡(高度障害)保障の確保と、米ドル建の資産形成ができます。



そなえる



のこす

死亡(高度障害)保険金は、ご契約当初の金額(米ドル建)が**一生涯継続**します。



ふやす

解約返戻金額は、経過期間に応じて米ドル建で**一生涯増加**します。
(将来の解約返戻金額は米ドル建でご契約時点に確定します)

米ドル建終身保険PG

基本タイプ

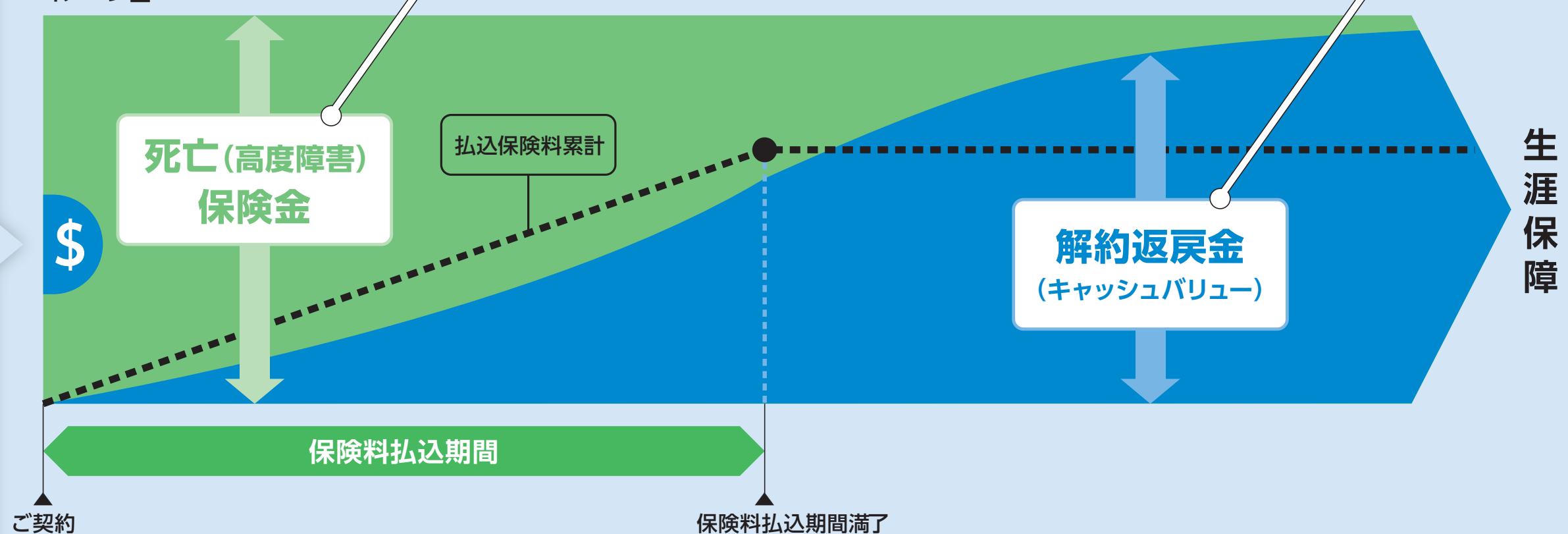
お申込み

□契約年齢(被保険者):
0歳～75歳

□保険料払込方法:
月払/半年払/年払
からご指定
保険料の前納も
お取り扱いしています。

□告知:
健康告知(診査)が
必要です。
※被保険者が入院中または
入院・手術を予定されている
場合や、余命宣告を受けて
いる場合には、お申込みいた
だけません。

イメージ図



※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。

保険料の
お支払い

- ・保険料は円でお支払いいただきます。
 - ・保険料は**米ドル建**で一定です。
- そのため、為替相場により円で払い込む金額は変動します。

➡7ページもお読みください。

保険金等の
お受取り

- ・保険金・解約返戻金等は、**米ドルでも円でも**受け取ることができます(円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します)。
- ・死亡保険金等は、受取人の**固有の財産**になります。

➡12～14ページもお読みください。

介護タイプのしくみ

リスクと費用について

- この保険は米ドル建です。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。
 - この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ➡くわしくは注意喚起情報29～31ページをお読みください。

死亡や高度障害への保障に加え、**認知症***への保障・**要介護2**からの介護保障

を生涯にわたって確保できます。

*認知症とは「器質性認知症」を指します。

そなえる のこす

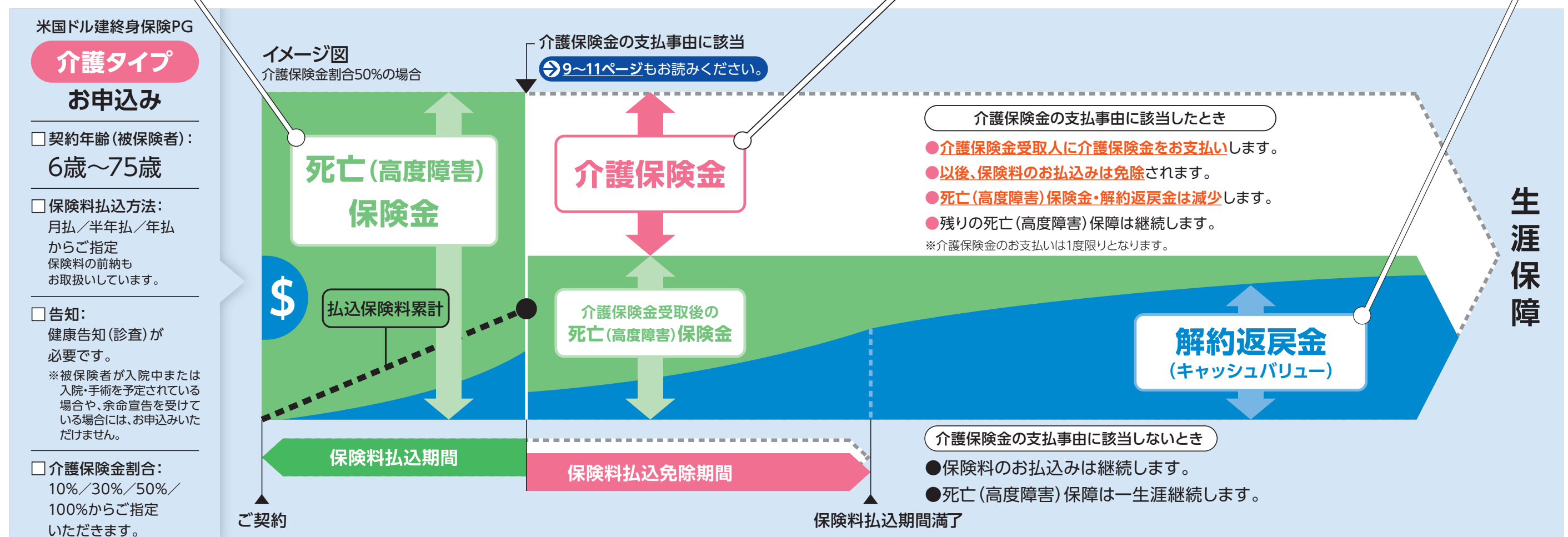
死亡（高度障害）保険金は、ご契約当初の金額（米ドル建）が**一生涯継続**します。

そなえる たくす

介護保険金で**認知症***・**要介護2**からの介護に**お支払い**します。

ふやす

解約返戻金額は、経過期間に応じて米ドル建で**一生涯増加**します。



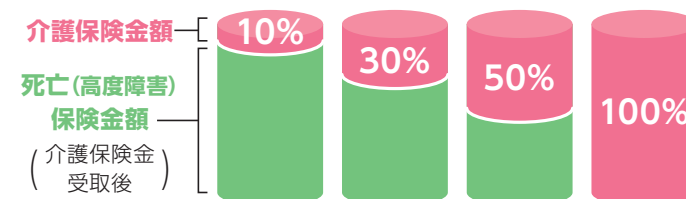
※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ（縦）は金額の大きさを表し、長さ（横）は時間の経過を表しています。

介護保険金割合のご指定

介護保険金額は、死亡（高度障害）保険金額に、**ご契約時にご指定**いただいた介護保険金割合を乗じた額になります。

※契約後に介護保険金割合を変更することはできません。
※介護保険金額の上限は100万米ドルとなります。
※介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払いと同時に契約が消滅します。

ご指定いただける介護保険金割合は4種類
ご契約時の死亡（高度障害）保険金額を100%とした場合



保険料のお払込み

- ・保険料は円でお払込みいただけます。
- ・保険料は**米ドル建**で一定です。そのため、為替相場により円で払い込む金額は変動します。

➡7ページもお読みください。

保険金等のお受取り

- ・保険金・解約返戻金等は、**米ドルでも円でも**受け取ることができます（円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します）。
- ・死亡保険金や介護保険金等は、受取人の**固有の財産**になります。

➡12～14ページもお読みください。

保険料のお払込み

払込方法について

保険料は、**月払／半年払／年払**の払込方法からお選びいただけます。
お払込みをまとめることで、保険料は割引されます。

高額割引制度について

死亡保険金額が**5万米ドル以上**のとき、保険料は割引されます。

保険料の払込免除について

以下のとき、以後の**保険料のお払込みが免除**されます。

所定の身体障害状態	PGF生命所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
認知症による所定の状態 または所定の要介護状態	介護保険金を受け取られたとき

➡ 9～11ページもお読みください。

お払込みが免除された後も**保障が一生継続**します。
また、保険料のお払込みが続いているものとして、**解約返戻金はふえ続けます**。



保険料の前納・全期前納について

将来の保険料の**全部または一部をまとめて払い込むことができます**。

状況にあわせてご活用いただけます。

- **まとまった資金を活用したい**
- **為替相場が円高のうちに払い込みたい**
- **米ドルで払い込みたい** など

- ・前納されるとき、PGF生命所定の利率で**保険料を割引**いたします。【前納割引】
- ・前納保険料はPGF生命が所定の利率で積み立て、毎回の契約応当日ごとに保険料として充当します。毎年の充当分が前納期間中の**生命保険料控除の対象**となります。
- ・前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料のお払込みが免除となった場合、前納保険料の残額を払い戻します。
※上記以外の理由で前納保険料の払い戻しはお取り扱いできません。
- ・前納では、米ドルでのお払込みも取り扱いできます。
- ・**ご契約時に、すべての保険料を前納いただくこともできます。【全期前納】**
※全期前納のお取扱いは、保険料払込方法が年払でのご契約に限りです。



くわしくは契約概要21ページ「主な保障内容」、22～25ページ「付加できる主な特約」、26～28ページ「ご契約の諸条件」をお読みください。

保険金をお支払いするとき

死亡保険金の支払事由

被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いします。

高度障害保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①～⑦の状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

- ① 両眼の視力を全く永久に失った
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

▶上記支払事由の補足事項

眼の障害 (視力障害)	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失った」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの障害	(1) 「言語の機能を全く永久に失った」とは、つぎの3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失った」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
常に介護を要するもの	「常に介護を要する」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
上・下肢の障害	「上・下肢の用を全く永久に失った」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

➡ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険金をお支払いするとき

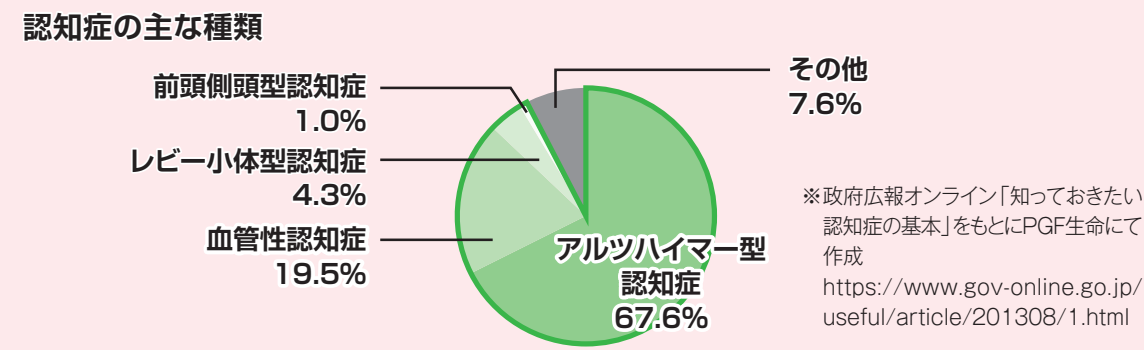
介護保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①、②、③のいずれかに該当したとき、介護保険金をお支払いします。

① 器質性認知症と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当したとき

▶器質性認知症の診断確定は、その症状が180日以上継続していることが、医師によって診断確定されることを必要とします。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。

代表的な器質性認知症について



アルツハイマー型認知症(67.6%)
長い年月をかけて脳に、アミロイドβ、リン酸化タウというタンパク質がたまり認知症をきたすと考えられています。
【症状】記憶障害(もの忘れ)から始まることが多いですが、失語(音として聞こえていても話がわかりにくい、物の名前がわからないなど)や、失認(視力は問題ないのに、目で見えた情報を形として把握し難い)、失行(手足の動きは問題ないのに、今までできていた動作を行えない)などが目立つこともあります。

血管性認知症(19.5%)
脳梗塞や脳出血といった脳血管障害によって、一部の神経細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり認知症をきたすものをいいます。
【症状】脳血管障害を起こした場所により症状は異なりますが、まひなどの体の症状を伴うことが少なくありません。

レビー小体型認知症(4.3%)
脳にαシヌクレインというタンパク質がたまり、認知症をきたすと考えられています。
【症状】記憶障害などの認知機能障害が変動しやすいことのほか、ありありとした幻視(実際にはないものが見える)や転びやすい、歩きにくいなどのパーキンソン症状、睡眠中に夢をみて叫んだりするなどの症状を伴うことがあります。どの症状が先に出てくるかはそれぞれです。

前頭側頭型認知症(1.0%)
脳の前頭葉と側頭葉が病気の中心として進行していきます。
【症状】同じ行動パターンを繰り返したり、周囲の刺激に反応してしまうなどの行動の変化が目立つ「行動障害型」と言葉の障害が目立つ「言語障害型」があります。

この4種類で認知症全体の9割以上を占めています。

➡器質性認知症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表52をご確認ください。

Q1 「器質性認知症」とは？

A 脳の組織の変化による病気です。器質性健忘症、軽度認知障害(MCI)、アルコールを原因とする認知症などは支払対象になりません。

Q2 「意識障害」とはどのような状態？

A 対象を認知し、外からの刺激を受けとって反応することのできない状態をいいます。揺り動かしても目が覚めないものから、起きてはいるけど反応が鈍い、すぐに寝てしまうといったものまで含まれます。

Q3 「見当識障害」とはどのような状態？

- A つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
- (1)時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
 - (2)場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
 - (3)人物の見当識障害：日頃接している周囲の人が認識できない。

➡器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表52をご確認ください。

② 公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき

公的介護保険制度における要介護度別の状態の目安

	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱等)	立ち上がりや 立位保持、歩行等	食事や排せつ	行動・心理症状や 理解低下
要介護1 日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態	見守りや手助けが必要な場合がある	何らかの支えを必要とすることがある	見守りや手助けが必要な場合がある	理解の低下がみられることがある
要介護2 軽度の介護を必要とする状態	手助けを必要とすることがある	何らかの支えが必要	手助けを必要とすることがある	物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある
要介護3 中等度の介護を必要とする状態	介助を必要とする	立ち上がりや片足での立位保持などが1人でできない	介助を必要とする	認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*がみられることがある
要介護4 重度の介護を必要とする状態	全面的な介助を必要とする	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない	全面的な介助を必要とする	全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*がみられる
要介護5 最重度の介護を必要とする状態	日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする	ほとんどできない	1人でできない	意思の疎通ができないことが多い

*行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のことを指します。
※要介護認定については、調査員による訪問調査を経て、一次判定、および、一次判定の結果と主治医の意見書をもとに総合的に判定する二次判定により決定されます。なお、上記に示した状態はあくまでも目安です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)よりPGF生命にて作成。

保険金をお支払いするとき

③ 満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

▶PGF生命所定の要介護状態 次の1～3のいずれかに該当する状態をいいます。

1	下表にて少なくとも右記のように該当する	A B a b のうちいずれか1つ	+ C D E F のうちいずれか1つ★	+ c d e f のうちいずれか1つ★
2		A B a b のうちいずれか1つ	+ C D E F のうちいずれか2つ	+ c d e f のうちいずれか2つ
3		A B a b のうちいずれか1つ	+ C D E F のうちいずれか3つ	+ c d e f のうちいずれか3つ

★下記のような同一項目の組み合わせは除きます。
Cとc, Dとd, Eとe, Fとf

	全部介助の状態	一部介助の状態
歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。 A つぎのいずれかの状態 •何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 •必ず車椅子を使用している。 •寝たきり状態。	杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 a 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。 B つぎのいずれかの状態 •何かにつかまっても1人で寝返りができない。	ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。 b
入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。 C つぎのいずれかの状態 •浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 •洗身をすべて介助者が行っている。	浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 c 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。 D つぎのいずれかの状態 •常時オムツに依存している。 •排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分のため、介助者が援助している。 d
食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。 E 介助がなければ1人ではまったくできない。	食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。 e
衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。 F 介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。 f

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険金等のお受取り

受取人について

死亡保険金受取人・介護保険金受取人は契約者があらかじめ指定することができます。

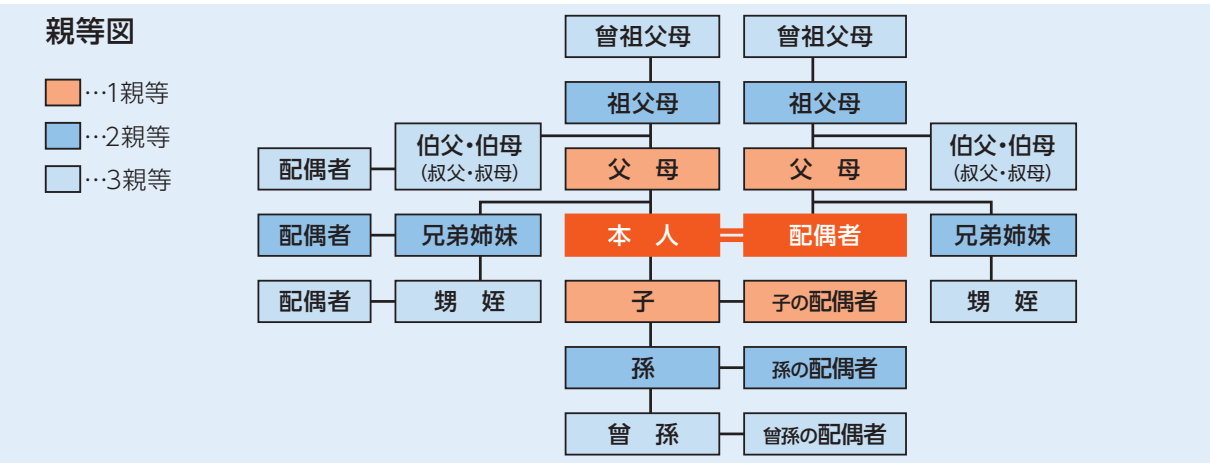
保険金等	受取人
死亡保険金	死亡保険金受取人 (原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族を指定できます)
介護保険金	介護保険金受取人 (指定できる範囲について下記をご参照ください)
高度障害保険金	被保険者
解約返戻金	契約者

■介護保険金の受け取りについて

- 介護保険金は介護保険金受取人の固有の財産となります。
 - 被保険者の介護費用および介護離職による介護者の収入減の補填などのために、介護保険金を利用する方を受取人として下記より指定することができます。
 - ・被保険者 ・契約者 ・死亡保険金受取人 ・指定代理請求人
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者の3親等内の親族
- ※契約者が法人の場合は取り扱いできません。
※介護保険金受取人は、介護保険金の支払事由発生前であれば変更することができますが、支払事由発生以後は変更することができません。
- 被保険者以外の受取人が受け取る介護保険金額および受取人の年齢には、以下の制限(新契約時および受取人変更時に適用)があります。

介護保険金額	5,000万円を上限(同一被保険者で通算)
介護保険金受取人の年齢	原則、未成年の方は指定できません。

※被保険者以外が介護保険金受取人となっている米国ドル建終身保険、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)等に複数のご契約がある場合、通算して判定します。
※被保険者以外の介護保険金受取人を複数人指定する場合は、その合計額を同一被保険者で通算して5,000万円が上限となります。(米国ドル建の円換算額はお申込み日の前月末日のTTMで換算します)。



保険金等のお受取り

Q 保険金の受取人は契約後に変更できますか。

A 保険金の支払事由発生前であれば、所定の範囲内で保険金の受取人を変更することができます。
途中で変更をご希望される場合には、契約者からPGF生命コールセンター(0120-56-2269)へご連絡のうえ、変更のお手続きをお願いします(お手続きの際には被保険者の同意が必要になります)。
※高度障害保険金は受取人の変更はできません。

Q 保険金の受取人が亡くなってしまいました。
どうしたらよいでしょうか。

A 保険金の支払事由発生前であれば、保険金の受取人の変更をお願いします。
変更されない場合には、死亡保険金受取人の場合はその法定相続人が、介護保険金受取人の場合は被保険者が受取人となりますので、ご注意ください。

Q 介護保険金受取人はどのような人を指定すればいいですか。

A 介護保険金は、介護費用のほか、介護離職による介護者の収入減の補填などにご活用いただけます。そのため、被保険者が介護を託したいご家族などに指定いただくと安心です。
契約者は、以下の介護保険金の活用ニーズに応じて、介護保険金受取人を指定・変更することができます。

介護保険金受取人	
被保険者以外の方(介護者)	被保険者ご自身*
ご自身がどのような介護を受けたいかを家族(介護者)と話し合い、その想いを託す介護者に経済的なサポートと安心を直接届けたい場合	要介護状態になった場合の経済的な負担に備え、ご自身でご活用いただける資金を準備したい場合

*介護保険金受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であるなど、介護保険金を請求できない所定の事情があるときは、指定代理請求人による介護保険金の請求が可能です。

くわしくは22ページ「指定代理請求特約」、契約概要28ページ「介護保険金受取人と指定代理請求人について」をお読みください。

受取通貨について

保険金・解約返戻金等は米ドルでも円でもお受取りできます。
※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。
くわしくは注意喚起情報31ページ「為替リスクについて」をお読みください。

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、受取方法を選択することができます。
すぐに受け取らず据置して、一定利率で運用することもできます。

受取方法	内容
一括受取	たとえば、納税資金や介護施設の入居費用などに活用できます。
年金受取	生活費のゆとり分や公的介護サービスの自己負担分など、毎月かかる費用などに充てられます。
一括受取 + 年金受取	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

選べる年金種類

決まった期間または決まった金額を受け取りたい方に

確定年金

受取期間または受取金額を指定して受け取ることができます。

終身でずっと受け取りたい方に

保証期間付終身年金

年金受取人がご存命の間、年金を受け取り続けることができます。

Point 万一保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合は、保証期間の残りの期間に対する未払いの年金現価に相当する金額を、死亡一時金としてお支払いします。

夫婦のどちらかがご存命の間はずっと受け取りたい方に

保証期間付夫婦連生終身年金

ご夫婦のどちらかがご存命の間、年金を受け取り続けることができます。

Point 1回あたりの受取金額は確定年金よりも少なくなりますが、長生きすると確定年金の受取総額を上回ることがあります。

くわしくは契約概要22～25ページ「付加できる主な特約」をお読みください。

お金が必要なとき、お払込みが困難なとき

一時的に貸付を受けることができます

契約者貸付	解約返戻金額の90%まで、契約者貸付を利用することができます。
保険料の自動振替貸付	保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎたとき、PGF生命が保険料を自動的に立て替えいたします。 ※自動振替貸付をご希望にならない場合には、PGF生命コールセンター（0120-56-2269）までお申出ください。



- 貸付金や立て替えた保険料には、PGF生命所定の利息（複利）がかかります。
- 契約者貸付と自動振替貸付の元利金が増加した場合は、ご契約は失効します。

部分的な解約ができます

●死亡保険金額の減額（一部解約）

解約返戻金の一部をお支払いします。
また、保険料払込期間中であれば、**払込保険料を少なくすることができます。**

※減額後の死亡保険金額が2万米ドル以上となる必要があります。
※1,000米ドル単位でお取扱いします。（介護保険金のお支払い後は100米ドル単位）

保険期間	変更なし
保険金額	減少します

保険料のお払込みを止めることができます

保障期間を**変えたくない**方は…

●払済保険

保険料の払い込みを中止し、そのときの解約返戻金をもとに保険料払込済の終身保険に変更します。

保険期間	変更なし
保険金額	減少します

※保険料の前納期間中は、変更できません。
※介護保険金の受取後は、変更できません。
※変更後の死亡保険金額が1,000米ドル以上となる必要があります。

保障を**減らしたくない**方は…

●延長定期保険

保険料の払い込みを中止し、そのときの解約返戻金をもとに保険料払込済の延長定期保険に変更します。

保険期間	短縮します ※終身保障はなくなります。
保険金額	変更なし

※保険料の前納期間中は、変更できません。
※**介護タイプでは変更できません。**
※変更後の保険期間が1年以上となる必要があります。



払済保険・延長定期保険へ変更した場合でも、**変更した日からその日を含めて3年以内**であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。

ご契約後にお送りする書類／PGF生命マイページ

ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後

●生命保険証券・Web保険証券*

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類ですので大切に保管してください。

お申込みから1～2週間後に交付します。

*保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載のうえ、通知ハガキを郵送します。（募集代理店によってはお取扱いしない場合があります）

保険期間中

●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろから送付します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。

●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

保険料払込期間中、毎年10月ごろから送付します。

※控除証明書電子交付サービスにお申込みいただくことで、「マイナポータル」と連携いただけます。



控除証明書電子交付サービスについて、
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。
<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/mynportal/index.html>



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

	ご契約内容や 解約返戻金のご確認		住所、受取人変更や ご家族登録サービスの 各種手続き
	生命保険料控除証明書や 保険証券等の再発行		ご契約内容のお知らせ等の 各種通知や保険証券を Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください
<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。くわしくは、当社ホームページをご確認ください。

ご契約後に活用いただける機能・サービス

くわしくはPGF生命
ホームページの
「ご契約者さま」を
ご確認ください。



機能・サービス

契約内容を家族にも 知ってもらいたいとき

PGFご家族登録サービス

登録されたご家族は以下のことができます。

- 契約内容の問い合わせ
- 各種請求書類の契約者宛ての送付依頼
- PGF生命マイページの利用

※事前登録が必要です。
※各種お手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただきます。
※未成年の方は登録ご家族にご指定いただけません。

意思表示が困難で各種手続き、 請求ができないとき

PGFあんしん代理請求サービス

成年後見人の選任なく、推定相続人等*がご契約者さまご本人に代わり、解約や保険金等を請求することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方
※事前登録は不要です。
※指定代理請求特約が利用できる場合、指定代理請求特約が優先されます。
※保険商品、請求内容により、取り扱いが異なりますので、詳細はホームページ等をご確認ください。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金等を指定代理請求人が、被保険者に代わって請求することができます。

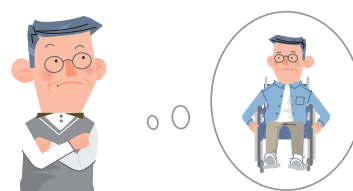
➡くわしくは22ページをお読みください。



認知症や要介護状態に なったとき

介護保険金

被保険者が、所定の状態に該当したとき、介護保険金受取人にお支払いします。
介護保険金受取人にご家族を指定することができます。



自分に万一のことがあったとき

死亡保険金・高度障害保険金

被保険者が死亡または所定の状態に該当したときにお支払いします。

➡くわしくは8,21ページをお読みください。



死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで請求いただいたその日のうちに最高1,000万円までお支払いします。

※ご契約内容によっては、お取り扱いできない場合がございます。
※ご連絡、請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。



付帯サービス

介護や健康の相談をしたいとき

介護・健康ほっとライン

利用
無料

電話相談サービス・マイドクターサービス

電話

(提供:株式会社保健同人フロンティア)

●電話相談サービス
介護や健康に対する不安をいつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員に相談できます。

●マイドクターサービス
さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

認知機能低下リスクを知りたいとき

脳の健康度チェックサービス

利用
無料

のうKNOW®

PGF生命マイページ

(提供:エーザイ株式会社)

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト 内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック



※本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

がんのリスクを知りたいとき

がんスクリーニング検査サービス

優待

サリバチェッカー

郵送

(提供:株式会社サリバテック)

今現在、自分のがんに罹患しているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでご自宅でもチェックいただけます。

<チェックできるがんの種類>

- ・肺がん
- ・膵がん
- ・胃がん
- ・大腸がん
- ・乳がん(女性のみ)
- ・口腔がん

※優待価格でご利用いただけます。

家族の生活を見守りたいとき

見守り・セキュリティ紹介サービス

優待

- ・HOME ALSOK みまもりサポート
- ・まもるっく
- ・HOME ALSOK Connect

電話

(提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。



※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。※脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」／がんスクリーニング検査サービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページの登録が必要です。

※法人は利用対象外です。※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 保険の特徴としくみ

■保険名称:米ドル建終身保険

■保険の目的

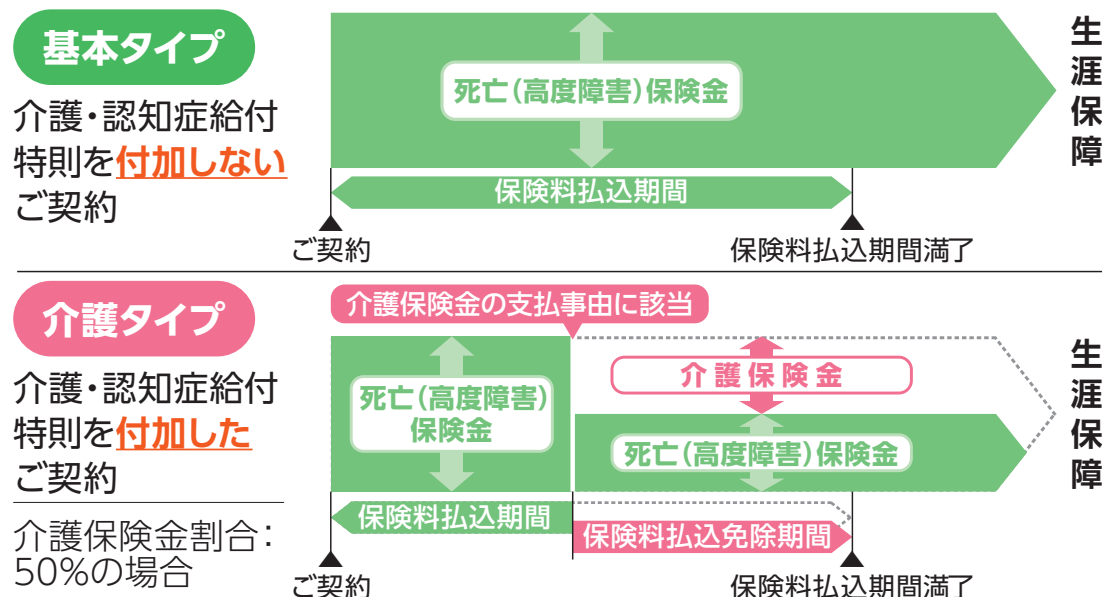
この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 米ドル建で一生にわたる認知症への保障、要介護2からの介護保障、高度障害保障、死亡保障を確保したい(認知症への保障、介護保障は介護タイプのみ)。
- 認知症や要介護状態になったときに使うお金(介護保険金)を、ご家族(介護保険金受取人)に託したい(介護タイプのみ)。
- 米ドル建の保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

■特徴

- 米ドル建の終身保険です。
- 万一の保障が一生にわたり継続します。
- 介護・認知症給付特則を付加することができます(介護タイプ)。
- 保険料・保険金等の授受は米ドルで行います。
※円に換算して保険料・保険金等をお取扱いする特約もあります。

■しくみ(イメージ図)



■介護タイプ(介護・認知症給付特則を付加したご契約)について

- ご契約時に介護保険金割合をご指定いただきます。
- PGF生命所定の介護保険金の支払事由に該当したとき、死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた金額を介護保険金としてお支払いします。また、以後の保険料のお払込みを免除します(免除後も引き続き、以後の保険料のお払込みが継続しているものとしてお取扱いします)。
- 死亡保険金額の残額を以後の死亡保障・高度障害保障として、一生にわたり継続します。
- この冊子では、介護・認知症給付特則を付加していないご契約を「基本タイプ」、付加したご契約を「介護タイプ」としてご説明しています。

※基本タイプと介護タイプでは保険料が異なります。また、介護保険金割合によっても保険料は異なります。

※ご契約後にタイプの変更(介護・認知症給付特則の付加・解約)はできません。また、ご契約後に介護保険金割合を変更することはできません。

選択できる介護保険金割合	お支払いする介護保険金額	お支払い後の死亡保険金額
10%	死亡保険金額×10%	死亡保険金額×90%
30%	死亡保険金額×30%	死亡保険金額×70%
50%	死亡保険金額×50%	死亡保険金額×50%
100%	死亡保険金額と同額	ご契約は消滅します

■この保険のリスクについて

この保険は米ドル建です。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 保険料等を円で払い込むとき、「払込時の為替相場による円換算払込額」はお払込みの都度、変動します。
- 保険金等を円で受け取る時、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「払込保険料の円換算額の総額」を下回ることがあります。

※為替リスクは、契約者または受取人に帰属します。

➡ この保険のリスクについて、くわしくは
注意喚起情報31ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金 基本タイプ 介護タイプ	死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 基本タイプ 介護タイプ	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者
介護保険金 介護タイプ	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、器質性認知症による所定の状態に該当されたとき、もしくは所定の要介護状態になられたとき	死亡保険金額× 介護保険金割合	介護保険金受取人

※支払事由に記載している所定の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金（介護保険金割合100%の場合）をお支払いした後、ご契約は消滅します（各保険金は重複してお支払いできません）。

- 契約者が法人の場合、高度障害保険金・介護保険金等の受取人を被保険者から契約者（法人）に変更することができます。お申込み時に所定の方法でお申出ください。

【お申出の条件】

- ①契約者・死亡保険金受取人がともに法人であること

②被保険者の同意を得ていること

※受取人を契約者に変更する場合、指定代理請求特約を付加することはできません。

■被保険者が次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

- 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
- 介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金を支払われたとき
保険料のお払込みを免除したとき、免除後も引き続き、以後の保険料のお払込みが継続しているものとしてお取扱いします。

3 付加できる主な特約

指定代理請求特約

基本タイプ 介護タイプ

- 指定代理請求制度をご利用いただけます。
- 被保険者と受取人が同一人のとき、保険金を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
※介護保険金代理請求の対象となるのは、介護保険金受取人が被保険者の場合となります。
- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者）が法人の場合、この特約による代理請求を行うことができません。
- 被保険者と契約者が同一人のとき、保険料の払込免除を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

・指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人指定**します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

・PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者 ④ 被保険者の財産管理を行っている者
⑤ 死亡保険金受取人 ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※証明のため所定の書類が必要になることがあります。



- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取扱いが異なることがあります。

保険金等の支払方法の選択に関する特約

基本タイプ 介護タイプ

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を変更することができます。
※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満（保険料払込期間が3年のご契約の場合、3年未満）のご契約ではお取扱いできません。
- 支払方法を年金に変更することができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

【年金の種類】

確定年金（年金支払期間指定型）	年金支払期間：5～70年（5年単位）
確定年金（年金額指定型）	年金支払期間：指定年金額により定まる期間（5年以上1年単位）
保証期間付終身年金	保証期間：5～20年（5年単位）
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間：5～20年（5年単位）

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率（予定利率等）に基づいて、年金額（確定年金（年金額指定型）の場合は年金支払期間）を計算します。

※年金受取人が法人の場合、確定年金のみお取扱いできます。

- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

介護前払特約

基本タイプ 介護タイプ

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当しているとき、死亡保険金の一部を介護前払金としてお支払いします。

【ご請求の条件】

- 以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ①保険料払込期間が満了していること
- ②被保険者の年齢が満65歳以上であること
- ③介護タイプの場合、介護保険金をお支払いし、ご契約当初の保険料払込期間が満了していること

※介護タイプ(介護保険金割合100%の場合)では、この特約を付加できません。

【この特約の注意点】

- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等^{*1}」がかかります。前払いにかかる利息等は介護前払金とあわせて死亡保険金額から差し引きます。
- 「指定保険金額(ご請求いただいた金額)」または「前払対象保険金額(指定保険金額と前払いにかかる利息等の合計)を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。
- この特約の介護前払金は主契約の被保険者により請求いただけます。主契約の介護保険金受取人は請求することはできません。

^{*1} 被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。
※介護前払金をお支払いした後の死亡保険金額(残余保険金額)と介護前払金額の合計は、当初の死亡保険金額に比べて少なくなります。

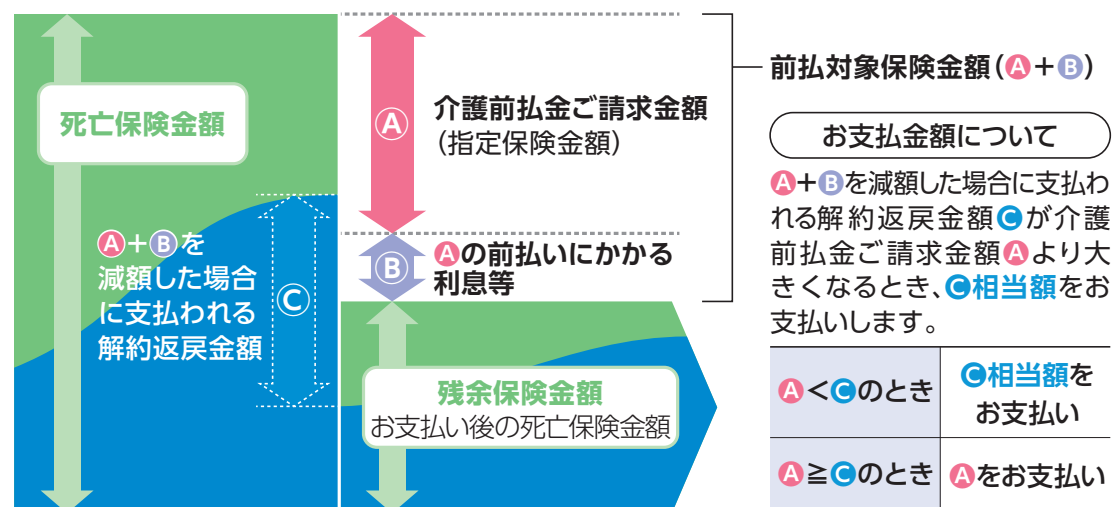
【お支払いの限度】

- 1年あたり1度までご請求できます。
- 以下の範囲内でお支払いすることができます。

- ①1,000米ドルから前払対象保険金額が30万米ドルかつ円換算額3,000万円^{*2}を限度とした範囲
- ②お支払い後の死亡保険金額が1,000米ドル以上

^{*2} PGF生命が所定の書類を受理した日の前日のTTMで換算します。

イメージ図



※「ご契約のしおり・約款」の「介護年金」を「介護前払金」と読み替えて記載しています。

リビング・ニーズ特約

基本タイプ 介護タイプ

- 被保険者が余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

※お支払いの際、指定保険金額(ご請求いただいた金額)から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引きます(お支払いする金額は指定保険金額より少なくなります)。

【お支払いの限度】

- この特約による保険金のお支払いは1回に限ります。
- 30万米ドルかつ円換算額3,000万円^{*}を限度とした範囲内で、お支払いします。

^{*}PGF生命が所定の書類を受理した日の前日のTTMで換算します。
※他の保険契約がある場合、他のご契約と通算します。

疾病障害による保険料払込免除特約

基本タイプ+費用がかかります

- 被保険者が疾病により所定の身体障害状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
- 保険料のお払込みを免除したとき、免除後も引き続き、以後の保険料のお払込みが継続しているものとしてお取扱いします。
- 特約保険料がかかります。特約保険料は被保険者の年齢・性別によって異なります(この特約に解約返戻金はありません)。

円換算払込特約

基本タイプ 介護タイプ

- 保険料のお払込みの際、米ドルを円に換算して、円でお払込みいただきます。なお、ご契約時にこの特約を付加してお申込みいただきます。

※前納いただく場合、保険料は米ドルでのお払込みも取り扱います。

➡くわしくは、26ページ「保険料のお取扱い」をご覧ください。

円換算支払特約

基本タイプ 介護タイプ

- 米ドル建の保険金・解約返戻金・年金等を、円でお支払いすることができます。

円換算貸付特約

基本タイプ 介護タイプ

- 貸付金のお受取りやご返済、保険料の自動振替貸付のご返済を円で行うことができます。

参考 介護前払特約と介護・認知症給付特則の主な違い

	介護前払特約	介護・認知症給付特則
給付	介護前払金	介護保険金
支払金額	「指定保険金額」または「前払対象保険金額を減額した場合の解約返戻金額」のいずれか大きい金額	死亡保険金額 × 介護保険金割合
受取人	被保険者	介護保険金受取人
支払事由	以下のすべてに該当 ①要介護4または要介護5 ②被保険者の年齢が満65歳以上 ③保険料払込期間満了後	以下のいずれかに該当 ①器質性認知症による所定の状態に該当 ②要介護2以上 ③所定の要介護状態に該当し180日以上継続(満65歳未満)
支払後の保険金額	死亡保険金額 - 前払対象保険金額	死亡保険金額 - 介護保険金額
請求回数	年1回を限度に複数回請求可能	保険期間中1回に限り請求可能

参考 米ドルまたは円への換算について

対象		換算レート*1	換算基準日*2
円換算払込特約 を付加して 円で払い込むとき	初回保険料(第1回保険料)	指定銀行の TTM+50銭	保険料払込日(PGF生命着金日)の前日
	2回目以降の保険料		保険料払込日の属する月の前月末日
	前納保険料		保険料払込日(PGF生命着金日)の当日
円換算支払特約 を付加して 円で受け取るとき	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金・解約返戻金	指定銀行の TTM-1銭	PGF生命が書類を受理した日の前日
	年金(年金の原資を米ドルとし、年金支払時に円換算する場合)		年金支払日の前日
	年金(年金の原資を一括で円換算し、円とする場合)		年金開始日の前日
円換算貸付特約 を付加して 円で貸付等を受けるとき	契約者貸付	指定銀行の TTM-1銭	PGF生命が書類を受理した日の前日
	保険料の自動振替貸付	指定銀行の TTM+50銭	返済日の前日

*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値(TTM)として用います。
*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

4 ご契約の諸条件

- 保険期間: 終身
- 被保険者の契約年齢範囲(満年齢)

保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
	基本タイプ	介護タイプ
3年	0~75歳	6~75歳
5年		
10年		
15年		
20年	0~70歳	6~70歳
25年	0~65歳	6~65歳
30年	0~60歳	6~60歳
55歳	0~45歳	6~45歳
60歳	0~50歳	6~50歳
65歳	0~55歳	6~55歳
70歳	0~60歳	6~60歳
75歳	0~65歳	6~65歳
80歳	0~70歳	6~70歳
85歳	0~75歳	6~75歳
終身払		

■保険料のお取扱い

保険料払込方法	月払／半年払／年払			
最低保険料	月払:30米ドル／半年払:180米ドル／年払:360米ドル			
保険料払込経路		払込通貨	初回保険料(第1回保険料)	2回目以降の保険料
	☐ 座振替扱	円(円換算払込特約を付加)	お振込み	☐ 座振替*
* ☐ 座振替日は金融機関によって異なります。 ※保険料の払込経路には、上記以外にもPGF生命が団体扱契約を締結している勤務先等の団体を経由する方法があります。この場合、 ☐ 座振替でお払込みになる保険料よりも保険料が割安になる可能性があります。なお、団体扱の方法による初回保険料(第1回保険料)のお払込みは当募集代理店では、お取り扱いしておりません。具体的な手続きにつきましては、PGF生命までお問い合わせください。				
前納	将来の保険料を前もってお払込みいただけます。 ●保険料を前納いただいた場合、所定の利率で保険料を割り引きます。 ●月払契約の場合は5回以上からお取扱いします。 ※一度お払込みいただいた前納保険料は、前納期間中に未経過分があった場合もお払戻しをすることはできません(解約返戻金や保険金等をお支払いする場合、保険料のお払込みを要しなくなった場合を除きます)。 ※米ドルまたは円でお払込みいただけます。			

■高額割引制度

ご契約の死亡保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料を割引いたします。

■保険金のお取扱い

	基本タイプ	介護タイプ	
最高死亡保険金額*1*2	700万米ドル	介護保険金割合10%	700万米ドル
		介護保険金割合30%	333.3万米ドル
		介護保険金割合50%	200万米ドル
		介護保険金割合100%	100万米ドル
最低死亡保険金額	2万米ドル		
取扱単位	1,000米ドル		

*1 死亡保険金額は同一の被保険者に対し通算して判定します。なお、円換算後の死亡保険金額は7億円となります（お申込み日の前月末日のTTMで換算します）。

*2 介護保険金額は同一の被保険者に対し、終身保険、米国ドル建終身保険、米国ドル建終身保険（保険料円払込型）、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）等を通算して1億円となります（お申込み日の前月末日のTTMで換算します）。

※契約年齢によって異なります。また、ご契約時の為替レートによって、別途制限されることがあります。

※介護タイプでは、介護保険金100万米ドルかつ円換算額1億円（申込日の前月末のTTMで換算）がご契約の限度額となります。したがって、ご指定の介護保険金割合によって最高死亡保険金額が異なります。

※特に被保険者の契約年齢が満15歳未満の場合、お引受けできる保険金額は1,000万円（申込日の前月末日のTTMで換算）までとなります。また、他にご契約されている保険契約がある場合、別途制限することがあります。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

■受取人について

●死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族を指定できます。

●介護保険金受取人

被保険者の介護費用および介護離職による介護者の収入減の補填などのために、介護保険金を利用する方を受取人として下記より指定できます。

・被保険者 ・契約者 ・死亡保険金受取人 ・指定代理請求人

・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者の3親等内の親族

※契約者が法人の場合は取り扱いできません。

被保険者以外の受取人が受取る介護保険金額および受取人の年齢には、以下の制限（新契約時および受取人変更時に適用）があります。

介護保険金額	5,000万円を上限（同一被保険者で通算）
介護保険金受取人の年齢	原則、未成年の方は指定できません。

※被保険者以外が介護保険金受取人となっている米国ドル建終身保険、認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）等に複数のご契約がある場合、通算して判定します。

※被保険者以外の介護保険金受取人を複数人指定する場合は、その合計額を同一被保険者で通算して5,000万円が上限となります。（米ドル建の円換算額はお申込み日の前月末日のTTMで換算します）。

■介護保険金受取人と指定代理請求人について

●介護保険金受取人として想いを託したいご家族を指定することで、介護に必要な資金を準備でき、ご家族が抱える不安を解消できます。また、介護保険金は、介護保険金受取人の固有の財産として口座へ直接振り込まれるため、スムーズにご活用いただけます。

●指定代理請求人は、介護保険金や高度障害保険金等の受取人である被保険者ご自身の意思表示が困難な場合等に本人に代わって請求できますが、保険金受取人はあくまで被保険者です（被保険者の代理での請求となります）。

		介護保険金受取人	指定代理請求人
指定できる人数		1人または複数人	1人
指定できる範囲		被保険者・指定代理請求人等	被保険者の配偶者・3親等内の親族等
請求対象の保険金種類		介護保険金	介護保険金・高度障害保険金等
保険金請求時の被保険者の意思表示能力		意思表示能力の有無にかかわらず	意思表示が困難な場合
介護保険金	請求者	介護保険金受取人	意思表示が困難な場合は指定代理請求人
	財産権	介護保険金受取人	被保険者
	受取口座	介護保険金受取人の口座	被保険者または指定代理請求人の口座
	受取時の課税	非課税*	非課税

***介護保険金受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合があります。くわしくは、注意喚起情報37～38ページ「税務のお取扱いについて」をご覧ください。**

➡ご契約内容（保険金額・保険料等）については、申込書または申込書控をご覧ください。

5 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

6 ご契約の解約と解約返戻金

●いつでも保険契約を解約・減額（一部解約）することができます。

●解約返戻金があるとき、解約返戻金をお支払いします。

●ご契約から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額（一部解約）する場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。

➡くわしくは、注意喚起情報31ページ「解約（減額）の際にご負担いただく費用」をご覧ください。

7 諸費用について

この保険にはご負担いただく費用があります。

➡くわしくは、注意喚起情報29～30ページ「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」および各種お取扱い、お受取りの際にご負担いただく費用となります。

保険料より控除される費用

お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

保険料を円でお支払いいただく場合の費用

「円換算払込特約」を付加して保険料を円で払い込む場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート2025年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

保険金等を円でお受取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート2025年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

保険料を米ドルでお支払いいただく場合、 保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料*(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。
- 米ドルで保険料をお支払いいただく場合の手数料*(PGF生命の口座に送金するための送金手数料)をご負担いただく場合があります。
*金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。
くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 米ドルで保険金等をお受取りいただく場合の手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。
※クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用も同様です。

保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2025年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。

為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円貨でお支払いいただく場合、または円貨でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお支払いいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険料をお支払いになる場合(円換算払込特約)、お支払いいただく保険料は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、**平準払いにおける毎回の支払いのたびに変動(増減)します。**
- 円で保険金・年金・解約返戻金等をお受取りになる場合(円換算支払特約)、**お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。**
- 契約者貸付等(自動振替貸付を含みます)をご利用の際に円での貸付金のお受取り、または元金のご返済をされる場合(円換算貸付特約)、**お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。**
- この保険にかかる**為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。**
- 為替相場の変動がなかった場合でも、**為替手数料分(TTSとTTBの差額)が差し引かれるため、お受取金額がお支払いになった円換算の保険料の総額を下回る**場合があります。
- クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、**返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる**可能性があります。

解約と解約返戻金について

- お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金額は払込保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

解約(減額)の際にご負担いただく費用

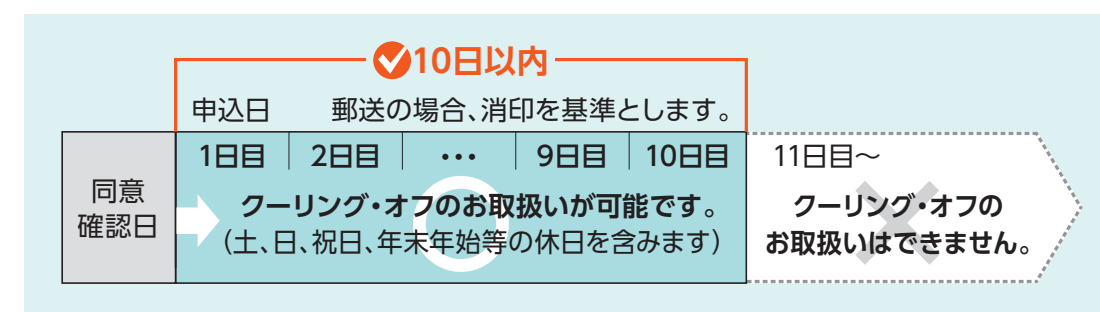
契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*)を控除した金額が解約返戻金額となります。

*解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

1

お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日または本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、電磁的記録または書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申込みの撤回等をされた場合、**原則 PGF 生命にお支払いいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。**
- **円換算払込特約の付加有無等により、お申込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。**

	保険料のお支払い時の通貨	お申込みの撤回等の際の返金通貨
円換算払込特約を付加する場合	円*1	円*3
円換算払込特約を付加しない場合	米ドル*2	米ドル*4

- *1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
 - *2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
 - *3 円でお支払いいただいた金額と同額を返金いたします。
 - *4 米ドルでお支払いいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合(金融機関で米ドルに交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**
 - ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ④為替差損(益)
- *米ドルでお受取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。

【お申込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。

※お申込みの撤回等は募集代理店にお申出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申出、お手続きください。

PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>

※契約者が法人の場合、法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります(後日、PGF生命からお送りする書面に押印ください)。ホームページよりお申込みの撤回等の手続きを完了させることはできません。

<書面の場合>

「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申出書面(封書)の記載見本

切手

〇〇局
00.00.00

●消印有効
10日以内の

〒100-8964
東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

PGF生命 行

私は下記契約の申込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店
預金種目 〇〇
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 〇〇〇〇

●送付先

〒100-8964
東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

●お申込みの撤回等をする旨の明記

●自署*1

●申込書控に印字

●すでに保険料を払い込まれた場合*2

*1 契約者が法人の場合、法人名・代表者名の明記および法人印(申込書と同一印)の押印が必要となります。
*2 PGF生命にお払込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

【お申込みの撤回等のお取扱期限】

お申込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効

以下の場合、お申込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取扱いできません。

- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2

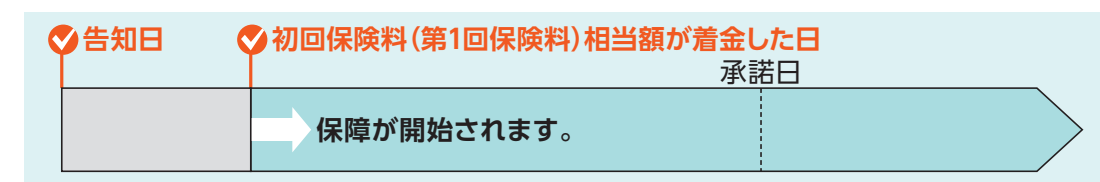
告知義務について

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- ご契約の申込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認に伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただく場合があります。なお、傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引受けできる場合があります。
- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けられている場合には、お申込みいただけません。

3

保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について (以下、代表的な例)

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日（最後の復活日、復旧日）から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

➡くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。
*猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日）までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約の効力が失われます（失効）。ただし、保険料のお払込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息（複利）が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知（ご契約によっては診査）*と延滞保険料のお払込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7 預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に 新たにご契約のお申込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あつてもごくわずかです。**
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。**
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。**

➡くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

9 税務のお取り扱いについて

お支払いいただく保険料について

- 1月1日から12月31日までにお支払いいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
※受取人が契約者あるいはその配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。
※前納期間中に介護保険金の支払事由に該当するなど、保険料のお支払いが免除された場合を除きます。

保険料	対象
主契約(基本タイプ)	一般生命保険料控除
主契約(介護タイプ)	
疾病障害による保険料払込免除特約	介護医療保険料控除

※**介護タイプの保険料も一般生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。**

保険金等にかかる税金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税*となります。

※**「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税になります(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、9-21)。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。**

解約返戻金にかかる税金について

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除} \} \times 1/2$$

(受取額) (払込保険料等) (50万円)

税務上の換算レートについて

本保険の税法上のお取り扱いについては円建の生命保険と同様になります。一般的に次の為替レートを適用し、円換算するものとされています。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

【保険金等のお受取りを米ドルで行う場合】

項目	換算基準日	換算時の為替レート*
死亡保険金	〈相続税・贈与税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTB(対顧客電信買相場)
	〈所得税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金	解約日・減額日	

*PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。

保険料のお支払い、保険金等のお受取りを各種特約を付加して円貨で行う場合

円換算払込特約により円貨でお支払いいただく場合は、実際のその円換算額を基準にします。また、円換算支払特約により円でお受取りの場合は、実際のその円換算額を基準とします。

➡くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

(2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。 個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。)

10 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 コール オシハライ **0120-56-4861**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はこちらまでご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

11 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 コール ジ ブ ロック **0120-56-2269**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

- この商品に係る**指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会**です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）**。お問い合わせ先については、**PGF生命コールセンターまでご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ（<https://www.pgf-life.co.jp/>）に掲載していますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢（被保険者）、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



「Web約款」のご案内

Web約款とは、PGF生命のホームページにて、いつでも閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」*1です。ご覧になりたい箇所を検索、文字を拡大することができます。

「Web約款」はこちらからご確認ください。

Web約款番号*2
1151



*1 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したものです。
*2 PGF生命のホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)のトップページにWeb約款番号入力欄がございます。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券(Web保険証券)」をおすすめしています。

※お申込み時に保険証券の電子化に関する特約*1*2を付加した場合、PGF生命マイページに生命保険証券(Web保険証券)を掲載します。なお、ご利用にはPGF生命マイページの新規登録が必要です。

- 生命保険証券(書面)を紛失する心配がありません。
- 生命保険証券(書面)不着の心配や、ご不在時の再配達依頼の手間がなくなります。
- SDGsの観点から、紙の削減による環境保護や資源効率向上につながります。

*1 保険契約者を変更した場合や、PGF生命マイページの登録を解除した場合、特約は消滅し、書面の生命保険証券をお届けします。なお、特約はお申込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。
*2 募集代理店によってはこの特約をお取り扱いしていない場合があります。

PGF生命について

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

PGF生命についてはこちらからご確認ください。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

➡ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

➡ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがありますが被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

➡ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

➡ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

➡ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

➡ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

➡ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

➡ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

➡ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コプ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。